

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法の規定に基づき、国民年金にかかる法定受託事務の他、日本年金機構との協力・連携のもと年金に関する相談業務等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金被保険者の資格取得・資格喪失・種別変更届等、資格異動の受付及び管理②保険料の免除、猶予、学生納付特例等に関する申請の受付③年金裁定請求、未支給年金請求等の受付④保険料免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・報告⑥国民年金に関する各種届出・相談受付
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 国民年金システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保健医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Tel0824-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Tel0824-73-1158

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	I-1-②事務の概要	国民年金にかかる法定受託事務の他、日本年金機構との協力・連携のもと年金に関する相談業務等の実施。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得等受付及び管理 ②保険料の免除、学生納付特例等に関する申出受付 ③国民年金請求書受付 ④国民年金に関する各種届出・相談受付	国民年金法の規定に基づき、国民年金にかかる法定受託事務の他、日本年金機構との協力・連携のもと年金に関する相談業務等を行っている。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり ①国民年金被保険者の資格取得・資格喪失・種別変更届等、資格異動の受付及び管理 ②保険料の免除、猶予、学生納付特例等に関する申請の受付 ③年金裁定請求、未支給年金請求等の受付 ④保険料免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・報告 ⑥国民年金に関する各種届出・相談受付	事後	日本年金機構における個人番号利用開始により、市町村でも個人番号が記載された請求書等を受理することとなるため、中国四国厚生局による個人情報保護評価の実施状況確認の際、より具体的な記載とするよう助言があった。
平成28年4月1日	I-3法令上の根拠	※主務省令未制定	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成29年2月27日	I-5-①部署	保健医療課	生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	I-7請求先	庄原市総務課	庄原市総務部総務課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	I-8連絡先	庄原市保健医療課	庄原市生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年2月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年4月27日	I-5-②所属長	保健医療課長 莊川 隆則	保健医療課長 岡本 貢	事後	所属長変更における修正
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	Ⅳリスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	課長 岡本 貢	課長	事後	様式変更における修正
平成31年2月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和2年9月23日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和2年9月23日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和3年9月1日	I-4-②実施の有無	未定	実施しない	事後	情報連携を実施しないため